

湘南西部圏域

1. 湘南西部圏域の概況

人口：587,904人（H26.12 現在推計人口）

面積：253.27 km²（構成市町の合計値）

構成市町：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

障害者手帳所持者数)	湘南西部 (H26.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	17,858人	525.2万人
療育手帳	4,080人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	3,878人	75.1万人

※ 構成市町の合計値

2. 湘南西部圏域における現状と課題

(1) 障害者差別の解消等に関する取組状況

神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という。）では、神奈川県・圏域を構成する市町（以下、圏域市町という。）ともに障害者差別の解消に関する条例等を制定しておらず、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法という。）の施行に合わせ、障害者差別の解消等に関する取組を進めることとなっている。

現時点では、圏域市町の障害福祉担当部署や委託相談支援事業所等において障害者差別と思われる事案に関する相談に応じているほか、障害者総合支援法に基づく「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等において障害者の権利擁護をテーマとした協議が行われている事例はあるものの、障害者差別に焦点を当てた取組は緒に就いた段階といえる。

(2) 広域型地域協議会設置の必要性

圏域市町においては、近年の障害者施策を取り巻く法制度の創設・改正への対応に追われている状況であり、差別解消法の施行準備についても、共通的な事項は広域で対応することにより効率化を図ることが求められていた。また、障害者差別の解消に資する取組についても、市町が単独で行うよりも広域で進める方がスケールメリットを期待できることから、湘南西部圏域という広域での地域協議会（以下、広域型地域協議会という。）をモデル的に立ち上げることにした。

3. 障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

湘南西部圏域においては、これまで特に障害者差別の解消に資する取組が行われておらず、また広域型地域協議会を検討していたことから、障害者総合支援法に基づき設置され

ていた「湘南西部圏域自立支援協議会」（以下、圏域自立支援協議会という。）の枠組みを活用してモデル的な地域協議会を立ち上げることにした。

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議開催までの事前調整

広域型地域協議会を設置することを目指し、モデル会議を円滑に開催するため、事前に次の調整を進めた。

(圏域内市町との調整)

圏域市町においては、差別解消法の施行に向けた準備が必要との認識は共有されていたものの、取り組むべき事項や進め方等については検討段階であった。そのため、電子メールや電話等で協議した結果、暫定的な事務局機能を平塚市に置くこととし、平塚市が圏域の市町へ出向き差別解消法の概要説明と広域型地域協議会の設置に関する意見交換を行った。その際、重点的に協議したポイントは次のとおり。

- ・ 広域型地域協議会の設置による圏域市町の協議会業務軽減
- ・ 職員対応要領の共通素案作成と合同ヒアリングの実施
- ・ 共通的な相談体制の検討
- ・ 広域的な対応が必要な相談事案への対応スキーム検討

障害者差別解消法・湘南西部圏域モデル協議会 構成員名簿

委員区分	所属及び職名
障害福祉事業者	(福) 素心会総括管理室長
	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会ほっとステーション平塚施設長
	(特非) 総合福祉サポートセンターはだの障害福祉なんでも相談室長
	(特非) 伊勢原市手をつなぐ育成会地域作業所ドリーム所長
	(福) かながわ共同会秦野精華園長
就労支援関係	平塚公共職業安定所専門援助部門総括職業指導官
	障がい者就業・生活支援センターサンシティ
教育関係	神奈川県立平塚盲学校
	神奈川県立平塚ろう学校
	神奈川県立湘南養護学校
	神奈川県立伊勢原養護学校
	神奈川県立秦野養護学校
障害者団体	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター
	秦野市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センターすみれ
社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会
	秦野市社会福祉協議会

	伊勢原市社会福祉協議会
行政関係	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 (★)
	平塚市障がい福祉課
	秦野市障害福祉課
	伊勢原市障害福祉課
	大磯町町民福祉部福祉課
	二宮町健康福祉部福祉課
県機関	平塚児童相談所
	平塚保健福祉事務所
	平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課
自立支援協議会	平塚市自立支援協議会
	秦野市障害者支援委員会
	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会
	二宮町・大磯町自立支援協議会
	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター (★)

※ 名簿の後ろに「★」のある構成員がモデル会議のみ参加の者、それ以外は圏域自立支援協議会と重複している者

(神奈川県との調整)

神奈川県に対しては、管内である湘南西部圏域において、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を設置する方向について理解を求めるとともに、圏域自立支援協議会の事務局となっている湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との協働について意見交換した。

また、神奈川県としては県内唯一のモデル会議となることから、広域的な課題への対応だけでなく、県内他市町村に対する情報提供ノウハウの蓄積などを目的として、障害福祉課長が参加することとなった。

(湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との調整)

湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所に対しては、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を立ち上げることの報告と、事務局機能の協働を要請し、承諾を得た。

具体的には、開催の年度計画を共同で検討した後、会場確保は地域協議会側で行い、開催通知や資料はそれぞれで準備した上で発送業務は自立支援協議会側が一括して行うほか、当日の会場設営は合同で行い、事務局機能はそれぞれが独立して行うこととした。また、モデル会議の中間報告会や差別解消法の事業者向け説明会などは、協働により開催し、広く圏域の関係者へ周知することとした。

(圏域自立支援協議会構成員との調整)

圏域自立支援協議会構成員に対しては、今年度が改選期だったため構成員の継続意向確認を文書で行ったタイミングを捉え、差別解消法及び地域協議会の概要を説明する資料、さらには湘南西部圏域においては広域型地域協議会を立ち上げる方向であり、その

際には圏域自立支援協議会の枠組み活用が有力である旨の協力要請文書を同封した。また、平成 27 年度第 1 回の圏域自立支援協議会開催通知にも同内容の文書を同封し、再度の協力要請を行った。

(2) モデル会議等の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回ワーキングチーム	平成 27 年 6 月 23 日(金)	・モデル会議の開催に向けた打合せ
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 22 日(水)	・障害者差別解消法、障害者差別解消支援地域協議会の概要について ・湘南西部圏域におけるモデル協議会の設置について ・会長・副会長の選任について ・ワーキングチームの設置について ・今後のスケジュールについて
第 2 回ワーキングチーム	平成 27 年 8 月 26 日(水)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 3 回ワーキングチーム	平成 27 年 10 月 5 日(月)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 2 回モデル会議	平成 27 年 10 月 22 日(木)	・圏域市町における職員対応要領について ・圏域市町共通版職員対応要領（素案） ・実態把握のためのアンケート、ヒアリングについて ・障害者差別に関する相談対応体制について ・中間報告会での報告事項や登壇者等について
第 4 回ワーキングチーム	平成 27 年 12 月 21 日(月)	・職員対応要領（案）について ・対応要領（案）に関するヒアリングについて ・実態把握のアンケート・ヒアリングについて
第 3 回モデル会議	平成 28 年 2 月 19 日(金)	・ヒアリングを踏まえた職員対応要領の作成について ・地域フォーラム（中間報告会）の開催報告について ・内閣府主催「最終報告会」について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて

		・平成 28 年度以降の地域協議会について
第 5 回ワーキングチーム	平成 28 年 2 月 21 日(月)	・職員対応要領の作成について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて ・平成 28 年度以降の地域協議会について

※ モデル会議はいずれも圏域自立支援協議会の枠組みを活用しており、例えば 13 時から 15 時を圏域自立支援協議会、その後 15 分程度の休憩時間を挟み、構成メンバーを入替（増員）した後、15 時 15 分から 16 時 45 分までを広域型地域協議会として開催するなどの運用としている。

（3）モデル会議における協議事項と方向性

①圏域市町における障害者差別の状況把握に関すること

平成 27 年度中に実態把握のためのアンケート・ヒアリングに着手することとした。障害当事者向けと事業者（行政機関）向けの 2 種類を用意し、さらに、知的・発達障害等の特性に配慮した「わかりやすい版」も作成。
なお、事業者に対するアンケート・ヒアリングの実施に際しては可能な限り訪問、対面によるヒアリングを行い、法の周知にもつながることを期待。

②圏域市町「職員対応要領」の共通案作成に関すること

モデル会議の枠組みを活用し、「職員対応要領」の共通素案は圏域市町が共同で作成することとした。ワーキングチームで素案を検討し、モデル会議での意見も踏まえて素案を取りまとめ、合同で圏域市町の障害者団体等からのヒアリングを実施。
合同開催としたことにより、会場の確保や情報保障（手話通訳）の集約等に関して効率化を図ることができたほか、他地域の障害者団体等の意見も同時に聴取することで、単独で開催するよりも多様な意見に接することが可能となったほか、意見発表前後の傍聴を自由にしたことで、障害者団体も他の障害特性や他地域の発表を傍聴することにより、障害者間の相互理解を促進。

③障害者差別に関する相談の対応体制構築に関すること

まずは、障害者差別の状況を把握するためのアンケート・ヒアリングの結果を分析し、関連の深い窓口を洗い出した上で、各窓口で対応にばらつきが生じないような共通の相談対応票の作成、相談対応スキーム等も含め、法施行後に本格検討。

（4）平成 28 年度に向けた課題

①地域協議会の本設置

本モデル会議は障害保健福祉圏域という複数の市町によって構成される広域で設置されているため、設置根拠をいわゆる「規則」や「要綱」とすることが困難。その

ため、協議会の運営に関する定めという特性を踏まえ、設置根拠については「協議会会長決定」とすることを想定。

②実態把握のためのアンケート・ヒアリングの実施と取りまとめ

平成 27 年度中に着手する実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて、28 年度上半期を目途として取りまとめる予定。

取りまとめに際しては、市町ごとに集計方法等の差異が生じないように、共通様式の整備が必要。また、アンケート・ヒアリングは障害者差別と思われる事案の傾向や必要とされる合理的配慮の方向性、効果的な啓発活動の在り方など、今後の地域協議会における主要な協議、検討テーマの素材となることから、単に結果を取りまとめるだけでなく、十分に回答内容を分析することが必要。

③相談体制の整備に関する検討

障害者差別と思われる事案が生じた際の相談については、一義的には障害福祉担当部署において対応することとなるが、行政機関として統一的な対応が図られるよう、共通の相談対応票などの整備を検討することが必要。

また、相談を受けた後の取組については、相談内容によって異なることが予想されるため、相談を受けてから具体的な取組につなげるまでの相談対応スキームについても検討することが必要。

④周知啓発に関する検討

各市町における周知や啓発活動に加え、広域型地域協議会の特性を活かした、効果的な周知啓発の在り方を検討する必要。例えば、本圏域では鉄道や路線バスの運行事業者が比較的限られていることから、公共交通機関を対象とした個別の啓発活動を展開することも視野。

また、法の附帯決議にもあるような、グループホーム等の障害者関連施設の認可等に際して重要となる住民の理解を得るための啓発活動の在り方（地域の関係団体や障害者団体等との役割分担等）について意見交換することも検討。